

第7章 気候変動の影響への適応

1 気候変動の影響への適応

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

国においては、気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また、将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動の影響への適応に、地方公共団体や地域の事業者等を含む多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要であるとして、2018（平成30）年に気候変動適応法が制定されました。

2 地域気候変動適応計画

気候変動適応法の規定により、都道府県及び市町村は、その区域における自然的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進に努めるとともに、国が定める気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めることとされています。

本県における地域気候変動適応計画については、別冊2としてまとめています。

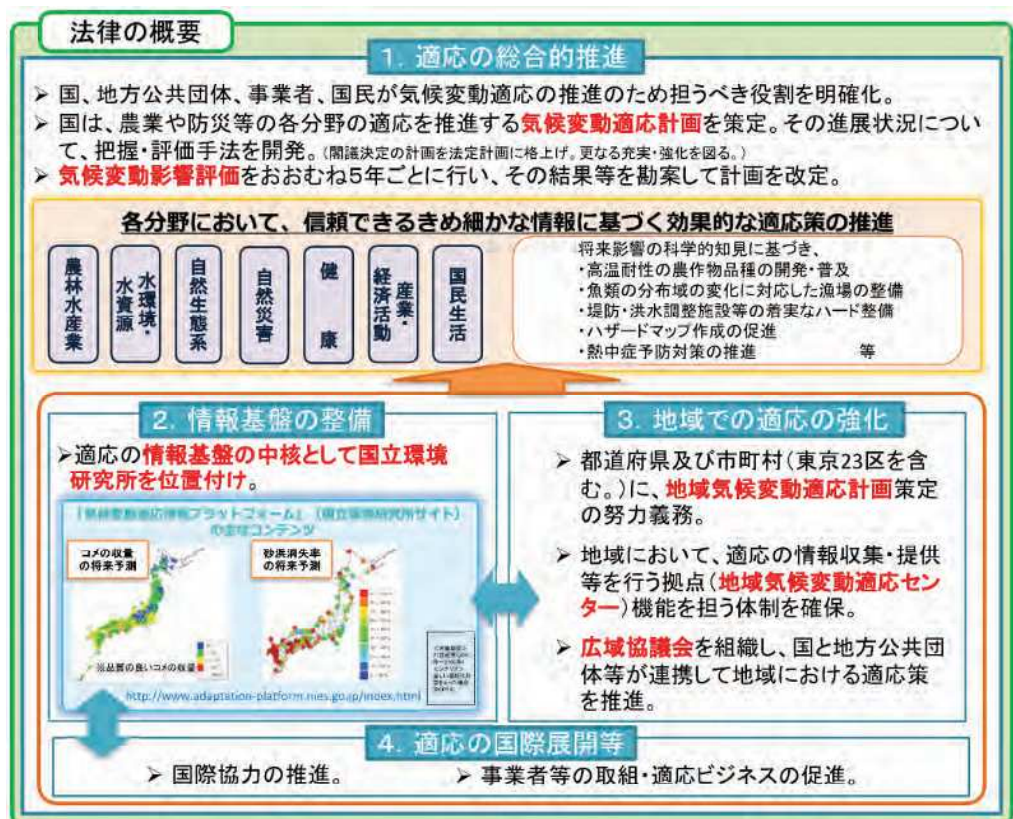


図 7-1 気候変動適応法の概要

資料 気候変動法 概要（環境省）